

企業の採用力アップ！

奨学金返還支援で

若者に「選ばれる企業」へ

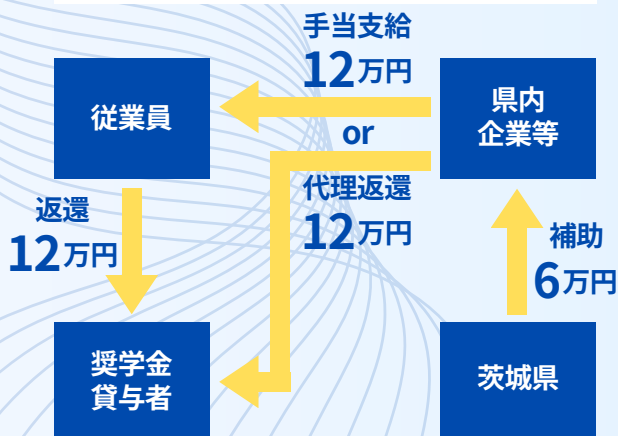
茨城県では、従業員の奨学金返還支援制度を設ける
県内の中小企業等に対して、その費用の一部を補助します。

ABOUT 支援制度の概要

奨学金返還支援は、従業員の奨学金返還を企業が支援するため、手当支給又は代理返還する福利厚生的一种です。手当支給・代理返還のいずれの場合でも、本補助金の対象となります。

SCHEME 補助スキーム

企業が従業員に対して年間12万円支援している場合



BENEFITS 奨学金返還支援導入のメリット



若手人材の確保

企業イメージの向上とともに若手人材の確保につながります。



従業員の定着

継続的な支援により、従業員の定着が期待できます。



県による広報展開

本補助金の対象企業は、県がHPなどで広報します。



税制上のメリット

一定の要件に該当する場合は、法人税の損金算入や所得税の非課税措置を受けることができます。(※)

※詳しくは、国税庁のHPや税務署等に確認してください。

主な要件

補助対象企業 県内に本社がある中小企業等
支援対象者 (従業員) 補助対象企業に2026年4月1日以降に採用され、正社員として勤務している者

詳しい要件等は
県庁HPをご覧ください



補助額

支援額の **1/2** 以内 (従業員1人あたり上限 **6** 万円/年)

※2026年4月1日から12月31日までに企業が負担した支援額が、2026年度の補助対象となります。

補助上限人数

1社あたり各年度 **3** 名 ※茨城県働き方改革優良(推進)認定企業、茨城県障害者雇用優良企業、茨城県外国人受入優良(先進)企業は5名

補助対象期間

同一の支援対象者に対して最大 **36** か月
※来年度以降の補助については、当該年度予算の状況により変更となる可能性があります。

申請締切

2026年 **12月28** 日 ※予算の上限に達した場合、締め切る可能性があります。



茨城県産業戦略部
労働政策課 雇用促進対策室

TEL : 029-301-3645

MAIL : rousei2@pref.ibaraki.lg.jp